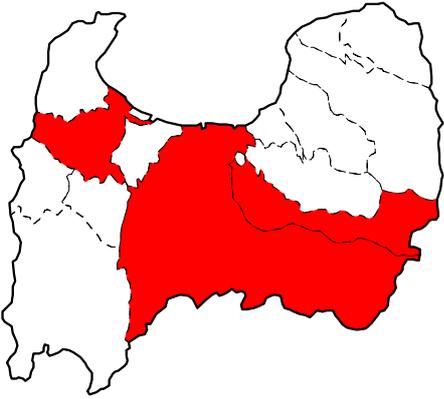


富山型福祉サービス推進特区

都道府県名：	富山県	
申請主体名：	富山県、富山市、高岡市、立山町	
区域の範囲：	富山市及び高岡市並びに中新川郡立山町の全域	

特区の概要：

富山県では、富山型デイサービス推進特区や各種規制緩和措置を活用することにより、多くの指定通所介護事業所や基準該当短期入所生活介護事業所で障害児（者）の受け入れが可能になっており、県内ほぼ全域で障害の有無や年齢の区別なく福祉サービスを提供する富山型福祉サービスが推進されている。こうした措置と併せて、本計画で小規模多機能型居宅介護事業所において、障害児（者）の受入れを可能とすることにより、障害児（者）の地域での自立を促進するとともに、富山型福祉サービスの一層の推進を図る。

適用される規制の特例措置：

- 指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児（者）の受入事業

